

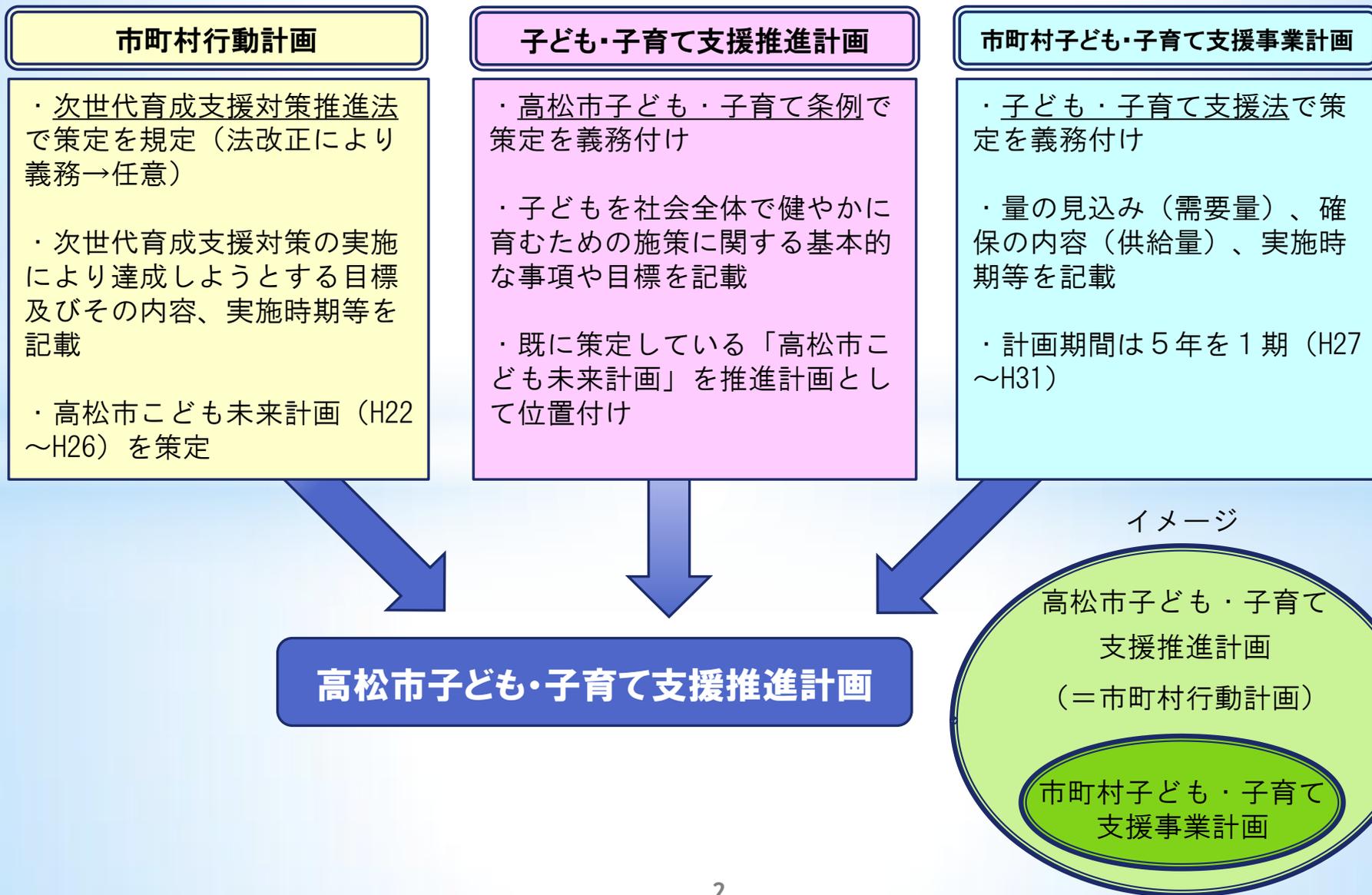
子ども・子育て支援事業にかかる量の見込みについて

1 子ども・子育て支援事業計画について

平成24年に制定された子ども・子育て支援法において、市町村は「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、その中で次の内容を記載するよう定められている。

記載項目	支援会議における検討経過
① 教育・保育の提供区域の設定	平成25年度第3回支援会議で決定
② 各年度における教育・保育の量の見込み（ <u>需要量</u> ）並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容（ <u>供給量</u> ）及びその <u>実施時期</u>	【 <u>需要量</u> 】 平成26年度第1回支援会議で検討 【 <u>供給量・実施時期</u> 】 平成26年度第2回以降の支援会議で検討
③ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期	平成26年度第2回以降の支援会議で検討
④ 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容	平成26年度第2回以降の支援会議で検討

2 既存計画等との関係



3 保育の必要性の下限時間の設定

保護者が1か月当たり何時間以上就労すれば「保育の必要性」があるとするのかという判断も、市町村が地域の就労実態等を考慮して、48時間（1日3時間×週4日×4週）から64時間（1日4時間×週4日×4週）の間で決定することとされている。

本市においては、次の理由から、64時間を下限時間とする。

① 現状で、指定都市・中核市では月64時間以上で設定している割合が高い

	下限なし	48時間未満	48時間以上	64時間以上
指定都市	0	1	4	14
中核市	7	1	12	20

② これまで本市において、月64時間を下限として保育所入所事務を行ってきた

4 新制度における保育の必要性について

子ども・子育て支援新制度においては、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、「保育の必要性」の有無を次の3つの区分に分けて認定した上で、給付を支給する仕組みとなっている。

認定区分	区分内容
1号	・ 満3歳以上の就学前の子ども（2号に該当するものを除く）
2号	・ 満3歳以上の就学前の子ども ・ 保護者の就労などにより、家庭での保育が困難なもの
3号	・ 満3歳未満の子ども ・ 保護者の就労などにより、家庭での保育が困難なもの

5 量の見込みに対する本市独自の補正一覧

No	項目（事業名等）	補正内容	類型	補正前（H31）	補正後（H31）	差（後一前）
6-1	教育保育（3歳以上）	推計値が3歳以上児の推計人口と一致するよう調整	A	10,769人	11,707人	938人
6-2	教育保育（3歳未満）	対象家庭から育児休業取得者がいる家庭を除く	A	6,920人	5,076人	△1,844人
7-1	時間外保育事業	なし	—	5,870人		—
7-2	地域子育て支援拠点事業	対象者から保育所入所児童を除く	A	292,069人回	153,588人回	138,481人回
7-3	一時預かり事業（幼稚園実施）	通常の保育時間利用者を除く	A	542,086人日	356,818人日	△185,268人日
7-4	一時預かり事業（保育所実施）	対象者から保育所入所・幼稚園入園児童を除く	A	170,208人日	49,274人日	△120,934人日
7-5	放課後児童健全育成事業	対象者を小学生とする	A	7,578人	4,134人	△3,444人

※類型 「A」・・・集計方法を変更し算出（現実的な利用対象の抽出を行っていないため）

「B」・・・推計値を実態にあわせ修正し算出

5 量の見込みに対する本市独自の補正一覧

No	項目（事業名等）	補正内容	類型	補正前 (H31)	補正後 (H31)	差 (後-前)
7-6	子育て短期支援事業	なし	—	56人		—
7-7	病児・病後児保育事業	過去の利用率から将来の利用率を設定し算出	B	74,133人	7,144人	△66,989人
7-8	ファミリー・サポート・センター事業	ピーク時の23年度実績を推計値として採用	B	低学年 26,520人 高学年 3,536人	低学年 2,790人 高学年 500人	低学年 △23,730人 高学年 △3,036人
7-9	利用者支援事業	なし	—	4か所		—
7-10	妊婦健診事業	なし	—	3,894人		—
7-11	乳児家庭全戸訪問事業	なし	—	3,746人		—
7-12	養育支援訪問事業	なし	—	対象者 派遣回数	46人 450回	—

※類型 「A」・・・集計方法を変更し算出（現実的な利用対象の抽出を行っていないため）

「B」・・・推計値を実態にあわせ修正し算出

6-1 教育保育の量の見込み（3歳以上）

（1）算出結果

区分	実態 (H26.3)	国の指針に基づく推計				
		H27	H28	H29	H30	H31
幼稚園	6,748人	5,965人	5,870人	5,888人	5,889人	5,887人
保育所	5,088人	4,947人	4,868人	4,884人	4,884人	4,882人
計	11,836人	10,912人	10,738人	10,772人	10,773人	10,769人

区分	実態 (H26.3)	高松市の補正を加えた推計				
		H27	H28	H29	H30	H31
幼稚園	6,748人	6,484人	6,381人	6,401人	6,401人	6,399人
保育所	5,088人	5,378人	5,292人	5,309人	5,310人	5,308人
計	11,836人	11,862人	11,673人	11,710人	11,711人	11,707人

（2）市の補正方針

1号および2号認定に分類される児童で、アンケート調査において幼稚園、保育所、認定こども園のいずれも選択しなかった場合は、人数にカウントされない。

しかし、3歳以上の子どもが何らかの施設を利用しないということは考えにくい
ため、3～5歳の人口推計合計と一致するよう、幼稚園・保育所利用見込みの人数
で調整する。

6-2 教育保育の量の見込み（3歳未満）

（1）算出結果

区 分	実態 (H26.3)	国の指針に基づく推計				
		H27	H28	H29	H30	H31
0歳	1,086人	2,373人	2,364人	2,360人	2,344人	2,321人
1、2歳	3,172人	4,645人	4,650人	4,633人	4,620人	4,599人
計	4,258人	7,018人	7,014人	6,993人	6,964人	6,920人

区 分	実態 (H26.3)	高松市の補正を加えた推計				
		H27	H28	H29	H30	H31
0歳	1,086人	1,221人	1,218人	1,216人	1,207人	1,195人
1、2歳	3,172人	3,920人	3,925人	3,910人	3,899人	3,881人
計	4,258人	5,141人	5,143人	5,126人	5,106人	5,076人

（2）市の補正方針

3歳未満の利用見込みについて、国の指針では、育児休業取得中の人を含んだ推計となっているが、本市の推計値は育休中の人数を除いて算出した。

6-3 教育保育 区域別量の見込み

(1) 1号及び2号（幼稚園及び認定こども園の短時間を利用希望）
（従来の幼稚園児童）

区域	幼稚園		見込み量②					25年5月実員との差（②-①）				
	H25 定員	H25.5 実員①	H27	H28	H29	H30	H31	H27	H28	H29	H30	H31
全市	10,365	6,748	6,484	6,381	6,401	6,401	6,399	△ 264	△ 367	△ 347	△ 347	△ 349
都心	2,370	1,749	1,735	1,708	1,708	1,705	1,699	△ 14	△ 41	△ 41	△ 44	△ 50
中部	2,575	2,114	2,122	2,107	2,140	2,150	2,178	8	△ 7	26	36	64
東部北	2,375	1,494	1,318	1,292	1,283	1,277	1,255	△ 176	△ 202	△ 211	△ 217	△ 239
東部南	490	198	185	178	177	175	176	△ 13	△ 20	△ 21	△ 23	△ 22
西部北	705	297	282	275	276	272	271	△ 15	△ 22	△ 21	△ 25	△ 26
西部南	1,035	591	564	545	545	551	558	△ 27	△ 46	△ 46	△ 40	△ 33
南部	815	305	278	276	272	271	262	△ 27	△ 29	△ 33	△ 34	△ 43

6-4 教育保育 区域別量の見込み

(1) 2号(保育所及び認定こども園の長時間を利用希望)及び3号
(従来の保育所児童)

区域	保育所			見込み量②					26年3月実員との差(②-①)				
	H25 定員	H25.4 実員	H26.3 実員①	H27	H28	H29	H30	H31	H27	H28	H29	H30	H31
全市	8,754	8,590	9,372	10,519	10,435	10,435	10,416	10,384	1,147	1,063	1,063	1,044	1,012
都心	2,400	2,403	2,624	3,026	3,003	3,003	2,992	2,983	402	379	379	368	359
中部	1,540	1,607	1,756	2,086	2,099	2,128	2,146	2,168	330	343	372	390	412
東部北	1,180	1,115	1,253	1,315	1,294	1,282	1,270	1,248	62	41	29	17	△5
東部南	970	981	1,067	1,145	1,127	1,120	1,111	1,106	78	60	53	44	39
西部北	740	697	745	841	833	830	820	814	96	88	85	75	69
西部南	1,099	1,079	1,174	1,286	1,274	1,277	1,287	1,296	112	100	103	113	122
南部	825	708	753	820	805	795	790	769	67	52	42	37	16

7-1 時間外保育事業

保育所において、通常の利用時間を超えて保育を実施する事業（延長保育）。

実態（H26.3）	推計（国・高松市同じ）				
	H27	H28	H29	H30	H31
3,153人	5,950人	5,901人	5,901人	5,889人	5,870人

供給方法としては、施設か所数を増やすものではなく、人の確保、施設運営費の充実での対応となるものであることから、実態を踏まえ、国の指針により算出される数値を推計値とする。

7-2 地域子育て支援拠点事業

乳幼児とその保護者が交流する場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言などの援助を行う事業。

実態（H24）	推計（上段・国の指針／下段・高松市補正）				
	H27	H28	H29	H30	H31
65,276人回	296,165人回	296,037人回	295,122人回	293,875人回	292,069人回
	158,364人回	158,196人回	157,728人回	157,020人回	153,588人回

国の指針では、0～2歳児全てを対象として地域子育て支援拠点事業の見込みを算出しているが、保育所に入所している児童が拠点事業を利用する可能性はほぼないため、これらを除いて推計する。

7-3 一時預かり事業（幼稚園実施）

幼稚園において、通常の利用時間を超えて教育活動を実施する事業（預かり保育）。

実態（H25）	推計(上段・国の指針／下段・高松市補正)				
	H27	H28	H29	H30	H31
168,500人日	549,263人日	540,512人日	542,225人日	542,271人日	542,086人日
	361,542人日	355,782人日	356,909人日	356,940人日	356,818人日

国の指針では、2号認定のうち、幼稚園を希望する家庭の全てが預かり保育を利用するとして見込みを算出しているが、通常の利用時間のみが利用可能な可能性はほぼないため、これを除いて推計する。

7-4 一時預かり事業（保育所実施）

保護者が病気や休養の場合など、保育所で一時的に子どもを預かる事業。

実態（H24）	推計(上段・国の指針／下段・高松市補正)				
	H27	H28	H29	H30	H31
13,957人日	172,544人日	171,434人日	171,315人日	170,876人日	170,208人日
	49,961人日	49,863人日	49,739人日	49,550人日	49,274人日

国の指針では、就学前児童全てを対象として一時預かり事業の見込みを算出しているが、保育所入所及び幼稚園入園児童が一時預かり事業を利用する可能性はほぼないため、これらを除いて推計する。

7-5 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。

実態（H25）	推計(上段・国の指針／下段・高松市補正)				
	H27	H28	H29	H30	H31
3,209人日	7,693人	7,720人	7,643人	7,618人	7,578人
	4,234人	4,259人	4,214人	4,173人	4,134人

※「実態」は、利用児童数＋待機児童数とする。

○利用対象児童について

児童福祉法の改正により、利用対象児童が「おおむね10歳未満の小学生」（本市では4年生までを対象としている。）から、6年生までの「小学生」に引き上げられたため、法改正後の利用対象児童について推計する。

7-6 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業。

実態（H24）	推計（国・高松市同じ）				
	H27	H28	H29	H30	H31
17人	57人	56人	56人	56人	56人

平成21年からの実態推移値と国の指針による算出数値とのかい離が小さいため、国の指針により算出される数値を推計値とする。

7-7 病児・病後児保育事業

病児・病後児について、病院や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業。

実態（H24）	推計（上段・国の指針／下段・高松市補正）				
	H27	H28	H29	H30	H31
5,806人	75,143人	74,523人	74,526人	74,372人	74,133人
	6,216人	6,451人	6,664人	6,909人	7,144人

国の指針から算出される数値と大きくかい離するため、過去の利用率（利用延べ人日÷0～11歳児童数）の推移から、将来の利用率を設定し、これに将来の児童人口（0～11歳）を乗じて算出する。

7-8 ファミリー・サポート・センター事業

育児など子育ての援助をしてほしい人と援助したい人が会員となる組織（ファミリー・サポート・センター）を設立し、地域で子育て援助活動をする事業。

区分	実態（H24）	推計（上2段・国の指針／下3段・高松市補正）				
		H27	H28	H29	H30	H31
小1～4年		26,832人	27,092人	26,988人	26,780人	26,520人
小5～6年		3,640人	3,536人	3,432人	3,484人	3,536人
就学前	3,099人	3,240人	3,240人	3,240人	3,240人	3,240人
小（低）	1,748人	2,790人	2,790人	2,790人	2,790人	2,790人
小（高）	501人	500人	500人	500人	500人	500人

ファミリー・サポート・センター事業は、就学前と就学児童を区別して算出する必要があるが、国の指針では、就学前児童は一時預かりの量の見込みに含まれており、就学児童の算出方法は指針のとおり提示されている。

本市のファミリー・サポート・センター事業は、平成23年度をピークに減少傾向にあるが、国の手引きによる算出結果と比較すると大きくかい離している。今後も需要は継続していくと見込まれることから、現在の利用状況を踏まえ、ピークであった23年度実績を量の見込みとする。

7-9 利用者支援事業

子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。

実態（H24）	推計（高松市のみ）				
	H27	H28	H29	H30	H31
0か所	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所

現在、高松市では地域機能強化型として平成25年度途中から4か所に事業委託しているが、26年度も引き続き利用者支援事業として事業委託継続の予定である。利用者数の実績は統計上の数値はなく、予測も不明であるため、当面は現状の4か所という設置数を整備の見込み量とする。

以下の7-10～12の事業については、ニーズ調査によらず推計することとなっている。

7-10 妊婦健診事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査を実施する事業。

実態（H24）	推計（高松市のみ）				
	H27	H28	H29	H30	H31
3,983人	3,980人	3,965人	3,959人	3,931人	3,894人

7-1-1 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。

実態 (H24)	推計(高松市のみ)				
	H27	H28	H29	H30	H31
3,943人	3,829人	3,815人	3,809人	3,782人	3,746人

7-1-2 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。

実態 (H24)		推計(高松市のみ)				
		H27	H28	H29	H30	H31
実対象者数	36人	47人	47人	47人	46人	46人
延べ派遣回数	355回	460回	459回	458回	454回	450回

平成21年度～24年度の実績と乳児家庭全戸訪問事業の対象者数に対する比率に基づき算出する。